

金沢市消防局との
合同症例検討会を
開催しました

7月29日(木)に、6回目となる金沢市消防局・城北病院合同症例検討会を開催しました。今年度は、初めてのオンライン開催でしたが、双方30名を超える参加者で、日頃気になっていることを確認することができました。

症例検討では、救急搬送3症例を振り返り、当院医師よりミニレクチャーを交えて意見交換を行いました。また、コロナ禍のこの一年の救急搬送状況を、消防局・城北病院それぞれまとめて報告しました。救急搬送困難事例が増えてきており、中には6か所以上断られ搬送までに時間を要している実態が明らかになりました。大変な中でも住民に寄り添った医療の提供のために双方の連携が必要であり、今後も協力しあうことを共有できました。



保険請求や疾患理解を深めるために、毎月の学習会を開催しています

事務の力量を上げるため、当法人の前理事長である原和人医師から声をかけて頂いたのをきっかけに学習会を開催しています。

今年で4年目になり、現在は保険請求に関する事だけでなく、各疾患の理解を深めるための学習と2本立てで開催しています。先月は心疾患の学習を行いました。原医師は「何でもいいから聞いて」と言ってくれます。毎回学習の為に資料も準備され、診療サービス課にとって大きな学びとなっています。

私達は医療行為は出来ませんが、患者様の思いに寄り添う為に疾患への理解を深める事はとても大切な事だ

城北診療所診療サービス課 主任 市村 真紀子

と思っています。学習会では先生の言葉通り、様々な質問が飛び交っています。

これからも日々頑張っていきたいと思います！



私たちが
めざすもの

医療福祉宣言
城北病院 城北診療所

私たちは、ヘルスプロモーションホスピタルとして地域の皆様、他の病院や施設と共同してネットワークをつくり、無差別・平等の地域包括ケアを実践し、平和で安心して住み続けられるまちづくりに努めます。

発行 城北病院 医療福祉連携相談室

〒920-8616 金沢市京町 20-3
TEL 076-251-6111 FAX 076-208-5231
http://johoku-hosp.com
E-mail renkeisitu@johoku.jp



医療福祉連携相談室だより

Jo-HOKU No.60

2021.8.20 summer



新型コロナ対策に、介護の視点を

城北病院 副院長
柳沢深志

暑い日が続いています。皆さんいかがお過ごしでしょう。日頃から、当院の診療にご支援ご協力いただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染拡大が続き、すでに1年半。全国の医療機関、介護・福祉施設では、この疾患とのたたかいに日々奮闘されている事でしょう。発熱外来や、検査体制の整備、外来、入院での診療、重症患者治療、そしてワクチン接種、ワクチン後副反応対応、治療から予防のほか、職員の健康を守る事、地域住民や患者のいのちと生活を守る事に、全力であたられていると思います。

7/23 東京オリンピックが開催されました。世界203の国と地域から、数万人にも及ぶ方々が入国しました。選手の皆さんが自らの感染リスクを抱えながらも頑張っていた姿に敬意を表するとともに、感染拡大の中でのオリンピック・パラリンピック開催そのものには医療従事者として賛同はできません。すでに感染拡大の第5波に突入し、オリンピック、夏休みとともに人の動きも増加し、日々患者が増えています。これ以上の拡大を何とか阻止していきたいと思うばかりです。

医療分野も大変な苦労の中でこの1年半を送ってきました。今日は、介護分野の皆さんとも思いを一つにしていきたいと思います。私たち城北病院が加盟する全日本民医連では、職員の健康を守ることを第一に、当院精神科医師も関わり、新型コロナウイルス感染症に関する職員のヘルスケア指針を作成し普及してきました。特に、介護現場でのストレスについて・人手不足での量的負担・施設介護での夜勤や入居者重度化による身体的/心理的負担の増大・介護施設で求められる安全性、感染防御、質の向上、看取り・家族対応の負担・低賃金/報酬不均衡・介護職と看護師の関係性・中途採用の増加/中高年介護職・在宅での安全性/ハラスメントなど・ケアマネの負担も増大。こういったストレスに晒される中、介護分野には特別の配慮が必要と述べています。

介護分野には医療分野と全く異なる背景が存在し、生活の場であるので、医療とは違った利用者や職員の感染予防対策や対応が必要となります。感染した認知症高齢者の徘徊など特別な対応が求められること。常勤職員が少ないこと。医師や感染症に精通した看護師が常時いるわけではないこと。そのような背景のもと、常勤職員へのより大きな負担の増大が懸念されることから、業務が集中する常勤職員への配慮が特に重要になります。

普段は医療分野に身を置く私たちですが、このような視点も生かしながら、介護、福祉現場の事業所の皆さんとも、ともにこの困難を乗り越えていく所存です。

リハビリテーション科 3つの専門外来のご紹介

当科では現在、3つの専門外来があります。

脳損傷者の認知機能障害にかかわる自動車運転能力を評価する「自動車運転評価外来」、摂食嚥下障害にかかわる困りごとを評価する「嚥下外来」、義肢装具にかかわることについて相談する「装具外来」です。今回はこれらについて紹介させていただきます。気になる方がいましたら下記までご相談ください。

〈リハビリ室直通 TEL〉076-208-5081



城北病院リハビリテーション科
医長 笛吹 亘

自動車運転評価外来

近年、高齢免許保有者や病気をもつ運転者の重大事故に伴う道路交通法改正等の潮流の中で、リハビリテーション領域でも自動車運転の支援に関心が高まっています。

自動車の運転により人を死傷させる

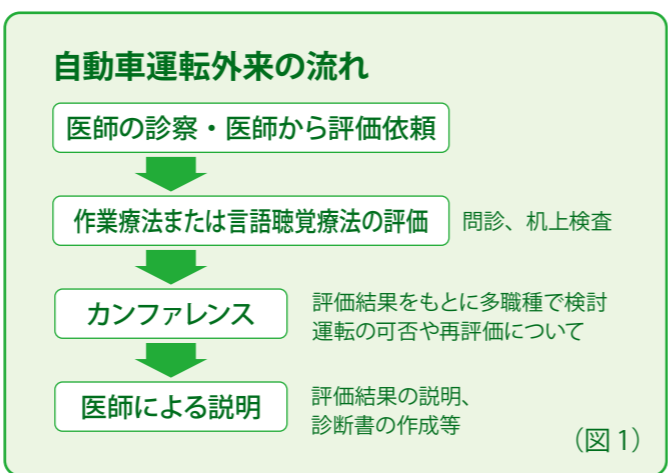
行為等の処罰に関する法律により、免許更新時に脳損傷で起こる一定の病気(脳卒中やてんかん)の症状に関する質問票の提出が義務化されており、申告すると公安委員会から医師の診断書の提出が求められます。医師の診断書に必要な医学的情報の一部としてリハビリテーションで行う高次脳機能障害の評価があり、医師と協働して運転評価、支援を行うことが増えています。

当院のリハビリテーション部では2020年度から新たに自動車運転外来を開始しました。自動車運転外来は、医師、作業療法士、言語聴覚士が協働して、在宅で生活する脳損傷者の高次脳機能障害を評価し、自動車運転の再開が可能かを検討する外来です。高次脳機能障害とは、1つのことに集中できない、疲れやすい、考えることに時



作業療法士
吉田 翔

間がかかる、物事が覚えにくい、言葉が話しにくい等、脳損傷によって起こる目には見えない後遺症です。対象者は、脳損傷によって運転を中止しているが再開の希望がある方、免許更新時に医師の診断書の提出が求められた方です。評価は主に机上での検査で行います(写真1)。知能、記憶、注意、視空間認知等の自動車運転に関わる様々な高次脳機能障害を評価し、どの程度の障害までなら健常者と遜色なく安全な運転が可能なのかを多職種で検討しています。検討した結果は、後日医師から対象者へ説明されます(図1)。2020年度は年間で15件行いました(図2)。



2020年度 自動車運転外来の実施件数

- ・件数：15名
- ・年齢、性別：50～80歳代、全員男性
- ・疾患：脳梗塞、脳出血、頭部外傷
- ・ADLは自立し、在宅で生活中

(図2)



(写真1)

自動車運転は社会で生活するうえで、その人の生活を豊かにする便利な移動手段ですが、健康であっても他の活動に比べて一定のリスクを伴う活動です。海外の研究では、自動車運転の中断は健康状態に様々な影響を及ぼすことが明らかにされており、安易に自動車運転という活動が奪われてはならないと思います。そのためにも、脳損傷者の高次脳機能障害を適切に評価し、安全な運転再開に繋げることが専門職としての役割だと思います。

嚥下外来

嚥下外来は、在宅・施設で生活を送られている方の、嚥下機能を評価する外来です。医師、看護師、言語聴覚士、管理栄養士がチームとなり、問診・スクリーニング、嚥下造影を経て、問題点を整理し、改善・対応方法などを一緒に話し合います。

「ムセながら食べており心配」「飲込みに時間がかかり食べる量が減ってきた」「胃ろうになったが少しでも食べられないか」など、家族や介護職の方が心配して受診するケースが多くみられます。

受診者の年齢層は70歳以上が8割を占めます。「食べる力」は、加齢とともに、また脳血管障害などの病気の有無、その他、体力や体重が落ちた時、認知の働きなどによって、困難や問題が生じてきます。回復する場合も



言語聴覚士
中村 洋子

あれば、一進一退を繰り返しながら段々食べるのが難しくなっていく場合もあります。当外来では、必要に応じて、再評価および食事ケアやリハビリプログラムの見直しのための定期的なフォローアップも行っています。

食べることは体と心の栄養に関わる重要な営みです。どうやって口から食べるか、どのように栄養をとるか、は、どう生きるかにもつながります。在宅や施設で療養されている方の食の支援に、当外来が少しでもお力になればと思います。

「摂食・嚥下障害看護認定看護師の小島直子です。リハビリ外来と嚥下外来を担当しています。嚥下外来の受診相談窓口として最初にお話しをお伺いすることになります。まずはお気軽にご相談ください。」



装具外来

装具外来は、当院入院中の方から新規の外来の方までリハビリテーション医師、理学療法士、義肢装具士、ソーシャルワーカーで幅広く義肢装具に対応しています。「ベルトが外れる」「割れた」「痛みがある」「歩く時にじゃまになっている」「合っていないのではないか」「装具いるかなあ」など相談から作成・修理まで対応しています。近年、装具難民という言葉がでてきており、いつ作成したかわからない装具を壊れたまま使用している例や相談



理学療法士
青木 徹

したいが窓口が無いなどの報告があります。これらを解決するひとつとして、当院装具外来で作成した義肢・装具には図のようなQRコードを添付しています。こちらをスマホなどで読み取ってもらくと、作成病院、作成業者、日時、どの制度を利用したか、義肢装具の目的等がわかるようになっています。相談などが必要な方は城北病院リハビリテーション室まで連絡ください。装具外来は毎週火曜日の10時から11時の完全予約制となっていますので御了承下さい。



▲ QRコード